

仮訳

衛生局告示

2020 年

デジタルテクノロジーシステムを介した 事業者・食品取扱者研修実施に関するガイドライン及び方法

デジタルテクノロジーシステムを介した事業者・食品取扱者研修実施に関するガイドライン及び方法は、新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大する状況において、「2018 年事業者・食品取扱者講習実施に関するガイドライン及び方法に関する保健省告示」に定める研修に参加することができない事業者・食品取扱者に便宜を図る目的で定められたものである。これは、現在の変化する状況に則した食品衛生に基づき、事業者・食品取扱者が適切な知識を身につけ、理解し、業務の実施を可能にするためである。

「2018 年事業者・食品取扱者研修実施に関するガイドライン及び方法に関する保健省告示」の第 11 項(2)にしたがって、衛生局局長は以下のとおり、告示を発出する。

第 1 項 本告示は「デジタルテクノロジーシステムを介した事業者・食品取扱者研修実施に関するガイドライン及び方法」と称する。

第 2 項 本告示は、官報の掲載日から 1 年間有効とする。

第 3 項 本告示において、

「デジタル」とは各種システムを作り、生み出すことを目的とし、あらゆるものの価値を 0 と 1 の記号あるいはその他の記号に置き換えるテクノロジーを指す。これは、人類に有益性をもたらすためのものである。

「デジタルテクノロジーシステムを介した研修の実施」とは、デジタルテクノロジーシステムを用いて研修を行うもので、コンピュータネットワーク、電子システム、遠距離通信網のサービスあるいはその応用、さらに一般的に接続されるのと同様の衛星及びネットワークシステムの通常サービスから発生する情報及び通信を指す。

第 4 項 デジタルテクノロジーシステムを介した事業者・食品取扱者研修の実施方法については、本告示に添付したとおり、衛生局が研修用に作成した動画で実施することとする。

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 本告示 (2020 年 11 月 27 日付官報掲載) の原典については、下記に掲載されています。

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/278/T_0038.PDF

第5項 デジタルテクノロジーシステムを介した事業者・食品取扱者研修を実施する研修機関は、事業者・食品取扱者研修の受講者の本人確認を行わなければならない。

第6項 デジタルテクノロジーシステムを介した研修受講者の結果測定及び評価については、「2019年事業者研修カリキュラム及び食品取扱者講習カリキュラムに基づく研修受講者の結果測定及び評価に関する衛生局告示」に従う。

第7項 デジタルテクノロジーシステムを介した研修の修了認定書については、「2019年事業者研修カリキュラム及び食品取扱者研修カリキュラムに基づく研修の修了認定書発行についてのガイドラインに関する衛生局告示」に従う。

2020年11月25日 告示

スワンナチャイ・ワッタナーインジャルンチャイ

衛生局局长代理

疾病対策局局长

衛生局告示 添付
デジタルテクノロジーシステムを介した
事業者・食品取扱者研修実施に関するガイドライン及び方法



https://drive.google.com/drive/mobile/folders/1rh3t2HHFiI9aFojGKR1A0_GPKhGtwl08?usp=sharing

衛生局が事業者・食品取扱者研修用に作成した動画 QR Code